

規制の事前評価書

法令案の名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律第十条第一項の要件を定める政令案

規制の名称：資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化のための措置の創設

規制の区分：☒新設 ☐拡充 ☐緩和 ☐廃止

担当部局：環境省環境再生・資源循環局総務課制度企画室

評価実施時期：令和6年10月

1 規制の必要性・有効性

【新設・拡充】

<法令案の要旨>

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（令和6年法律第41号）第10条第1項では、産業廃棄物処分業者であって、その処分を行った産業廃棄物の数量が政令で定める要件に該当するものを「特定産業廃棄物処分業者」と定義しており、本政令案は特定産業廃棄物処分業者の要件を定めるものである。

<規制を新設・拡充する背景、発生している課題とその原因>

資源循環に関する我が国の現状として、

- ・動脈産業については、国際的な潮流として、投資の判断に当たって、原材料の調達から廃棄までのライフサイクル全体での温室効果ガス排出量の把握が問われることに加え、欧州では再生資源の利用に係る規制の策定が急ピッチで進められていることを受け、動脈産業全体として、自らの事業に係る製品に関し、再生資源を原材料として活用する需要が高まってきているものの、
- ・再資源化（廃棄物の全部又は一部を部品又は原材料その他製品の一部として利用できる状態にすることをいう。）という資源循環の中核を担うツールを持つ静脈産業については、適正処理を目的とする廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の許可の範囲で活動する業態であるため、このような状況になく、積極的に再生資源を生産するインセンティブを欠いている。

再資源化事業等の高度化を支援するに当たっては、その前提として、静脈産業全体の再資源化に係る意識・取組を向上させていく必要があるところ、上記のように静脈産業は積極的に再資源化を行うインセンティブを欠いており、現に、静脈産業による再資源化の割合は、2013年度以降減少傾向にあるため、これまで以上に強力に促進していく必要がある。そこで、静脈産業の役割を明確化し、再資源化を促進させるための措置が必要となる。

<必要となる規制新設・拡充の内容>

本規制案は、第213回通常国会で成立した「資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律（以下「法」という。）において導入が決定されているもので、①再資源化の実施の状況が法に基づく判断基準に照らして著しく不十分であった場合等における環境大臣の勧告・命令制度（法第8条～第10条）、②再資源化の実施状況の報告・公表制度（法第38条～第40条）の対象となる、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（以下「特定産業廃棄物処分業者」という。）の要件を定めるものであり、当該要件は政令に委任されるものである。

加えて、本規制案の内容は、中央環境審議会循環型社会部会静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会において委員が専門的知見に基づき、規制の効果や事業者の実行可能性等も含めて適正な内容につ

いて審議したものであり、下記のとおりとする。

○特定産業廃棄物処分業者の要件

再資源化の実施の促進のためには、国内の産業廃棄物の処分量を広く設定することが望ましい。一方で、産業廃棄物処分業者は、従業員数 10 人未満の比較的規模の小さい企業が 6 割強を占めているため、勧告・命令の対象となることによる産業廃棄物処分業者の負担も考慮する必要。

そこで、比較的規模の小さい企業を除く 3 割程度の企業を対象とする前提のもとで試算すると、年間の産業廃棄物処分量が 10,000 トン以上の者が全体の約 27%で、処分量全体の約 93%を占めているため、これを要件とする。

ただし、廃プラスチック類については、再資源化の実施の需要があるにも関わらず、容積に比して重量が軽いことため上記要件では対象とならない者が多数出てくることを踏まえ、別に要件を定めることとする。具体的には、上記要件と同様の考え方にに基づき試算すると、年間の廃プラスチック類の処分量が 1,500 トン以上の者が全体の約 25%で、処分量全体の約 89%を占めているため、これを要件とする。

2 規制の妥当性（その他の手段との比較検証）

【新設・拡充】

<その他の規制手段の検討状況>

☒検討した ☐検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由）

特定産業廃棄物処分業者の要件については、定量的なデータに基づき、全ての事業者を対象にするなど、要件の厳格化・緩和を含め比較・検討を行ったが、最終的には上記の要件（前年度において処分を行った産業廃棄物の数量が 10,000 トン以上・前年度において処分を行った廃プラスチックの数量が 1,500 トン以上）を規定することにした。

仮に、全ての産業廃棄物処分業者を対象とすると、産業廃棄物処分業者の 6 割強を占める零細企業も対象となり、過度な負担となるおそれがある一方、これらの零細企業が占める処分量の割合は数%に過ぎず、目的に照らして過剰な規制となるおそれがある。

逆に、要件を緩和すると、処分量が比較的多くこれまで以上に再資源化の実施が可能であるにもかかわらず、これを実施していない産業廃棄物処分業者が対象外となり、本規制案が目指す施策の実効性が不十分となり、適切な規制とならない。

<その他非規制手段の検討状況>

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回初めて検討した

☐非規制手段を全く導入しておらず、今回も検討しなかった

☐非規制手段を既に導入しているが、別途の非規制手段も検討した

☒非規制手段を既に導入しているため、検討しなかった

（検討した内容・結果又は検討しなかった理由、既に導入済みの非規制手段の内容）

再資源化に自主的に取り組む事業者を国としてプレイアアップすることや、廃棄物処分業者の再資源化設備投資への補助制度などが考えられる。しかしながら、こうした規制によらない手段は、既に講じてきたところであり、一定の効果はあったものの、2013 年度以降は静脈産業による再資源化の実施の割合が減少傾向にあることから、更なる取組の強化が必要である。

3 効果（課題の解消・予防）の把握

【新設・拡充】

（直接的効果について）

再資源化の実施が促進されることで、廃棄物の焼却・埋立等に係る社会的費用が削減されるほか、環境保全への寄与、廃棄物処分量の発展による経済成長・雇用創出への寄与等の効果が見込まれる。

＜参考＞資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針案（抄）

三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

高度な資源循環の取組に対して、国が当該措置の施行から三年の間に百件以上の認定を行うなど再生部品又は再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するための措置を講じ、第五次循環型社会形成推進基本計画その他の施策と合わせて達成を目指していく、処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等は、以下のとおりとする。加えて、政府目標である二〇三〇年までのプラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増、金属リサイクル原料の処理量倍増を目指す。

1 二〇三〇年度の循環利用率

入口側：約十九％

出口側：約四十四％

2 二〇三〇年度の資源生産性（一定量当たりの天然資源等投入量から生み出される実質国内総生産（実質GDP））

約六十万円/トン

3 二〇三〇年度の一人当たり天然資源消費量（マテリアルフットプリント）

約十トン/人・年

4 二〇三〇年度の最終処分量

一般廃棄物の最終処分量：約三百二十万トン（二〇二二年度比約五％削減）

産業廃棄物の最終処分量：約七百八十万トン（二〇二二年度比約十％削減）

5 二〇三〇年度の温室効果ガス排出量（参考値）

廃棄物部門由来：約二千九百万トン-CO2/年

循環経済への移行に関わる部門由来：約三億四千三百万トン-CO2/年

6 素材別の再資源化に係る目標等

・レアメタル、ベースメタル等

金属リサイクル原料：処理量を二〇三〇年度までに倍増。

廃家電：二〇三〇年度までに四品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機） 合計の回収率七十．九％以上（廃エアコンについては五十三．九％以上）。

電子スクラップ（e-scrap）：二〇三〇年までにリサイクル処理量約五十万トン（二〇二〇年比五割増）とする。

小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進。

・プラスチック

プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：二〇三〇年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で二十五％排出抑制するよう目指す。また、二〇三〇年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。

再生プラスチック：二〇三〇年度までに公的機関の調達におけるグリーン購入法基本方針に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入することなど市場

ルールを形成。

- ・ バイオマス

食品ロス：家庭から発生する食品ロス及び家庭以外から発生する事業系食品ロスについて、いずれも二〇三〇年度までに二〇二〇年度比で半減。

- ・ 土石、建設材料

建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化の促進。

建設副産物：適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進。

製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

(副次的な影響及び波及的な影響について)

廃棄物の焼却量が削減されること等による地球温暖化の防止への寄与、生物多様性の保全等が想定される。

4 負担の把握

【新設・拡充】

<遵守費用>

再資源化を実施することで最終処分に比べて費用が高額になる可能性があり、特定産業廃棄物処分業者の負担が増加するおそれがあるが、再資源化により得られた再生部品又は再生資源を製造事業者等に売却することで、通常の処分では得られない収益が発生することから、追加的な費用は限定的であると考えられる。

遵守費用については、廃棄物の性状等によるため一概にはいえないが、例えば、プラスチックを例にとると、

- ・ 最終処分に係る費用：約 13,000 円／トン（A）※1
- ・ 再資源化に係る費用：約 61,000 円／トン（B）※2
- ・ 再生プラスチックの価格：約 50,000 円／トン（C）※3

であり、AとB－Cを比較すると、追加的な費用は発生しない。

※1 自治体の工場・処分地へ搬入する際の処理費用（13 円/kg）を参照

※2 日本容器包装リサイクル協会 落札単価の経年推移 素材「プラスチック」を参照

※3 再生プラスチックの処理費用単価。事業者ヒアリング結果を参考に仲介業者の買取り価格を参照。

また、再資源化の実施状況の報告に係る費用が発生するが、廃棄物処理法に基づき帳簿に記載させている事項のうち、通例として①処分方法ごとの処分量から②処分後の産業廃棄物の持ち出し量を差し引くことで算出可能であるため、報告に係る追加的な費用はほとんど生じない。

<行政費用>

法第 38 条第 1 項の規定に基づく特定産業廃棄物処分業者による再資源化の実施状況の報告の内容をモニタリングすることによる行政費用が発生する。

本規制案による特定産業廃棄物処分業者の数は、約 2,700 者となる見込みであり、報告内容のモニタリングに 1 者当たり 1 時間かかると仮定すると、時給約 2,600 円（※1）× 1 時間 × 約 2,700 者＝約 700 万円の行政費用が生ずる。

※1 令和 6 年 国家公務員給与等実態調査を参照

給料月額（414,801 円）÷（8 時間×20 日間）＝約 2,600 円

なお、報告内容のとりまとめに係る費用が発生するが、原則として電子報告を想定していることから、当該費用は限定的である。

5 利害関係者からの意見聴取

【新設・拡充、緩和・廃止】

☒意見聴取した ☐意見聴取しなかった

（意見聴取しなかった理由）

☐具体の規制内容は下位法令に委任するため、意見聴取する中身がない

☐遵守費用が発生せず、意見聴取する理由がない

☐参加者の抽出又は参集が困難なため、別途、アンケート調査を行っている

☐他の府省で、別途、関連する意見聴取を行っており、それを参考にしている

☐その他

（具体の理由： ）

＜主な意見内容＞

- ・特定産業廃棄物処分業者の要件（廃プラスチック）について、廃プラスチックの比重は一般的に 350kg/m³といった数値が用いられており、比重が約 1 トン/m³である産業廃棄物の数量の基準を 10,000 トン以上とすることの並びとしては 3,500 トンなどとなるのではないか。

＜関連する会合の名称、開催日＞

- ・静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第 7 回） 令和 6 年 9 月 5 日（木）開催
- ・静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会（第 8 回） 令和 6 年 9 月 27 日（金）開催

＜関連する会合の議事録の公表＞

以下のページに掲載予定。

[静脈産業の脱炭素型資源循環システム構築に係る小委員会 | 環境省 \(env.go.jp\)](#)

6 事後評価の実施時期

【新設・拡充、緩和・廃止】

本規制案については、法附則第 4 条において、施行後 5 年を経過した場合において、施行状況を検討し、及びその結果に基づき必要な措置を講ずる旨が規定されているため、同年までに事後評価を実施する。